

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この会は、大阪代協・損害保険トータルプランナーの会と称する。
通称を大阪代協トータルプランナーの会とする

(目的)

第 2 条 本会は、損害保険の健全かつ公正な募集と保険契約者の利益を守るため損害保険募集人の資質を高め、地位の向上を図り、損害保険事業の健全な発展に寄与するとともに併せて地域社会に貢献することを目的とする。

(活動)

第 3 条 本会は前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 一 会員に対する教育研修会の開催
- 二 損害保険大学課程の消費者への情宣活動
- 三 会員への情宣活動
- 四 その他、会員の発展に関する活動
- 五 前各号のほか、本会の目的を達成するために必要と認めた事項

(事務所)

第 4 条 本会の事務所を一般社団法人大阪損害保険代理業協会(以下大阪代協という)に置く。

第 2 章 会 員

(会員及び資格)

第 5 条 本会会員は、一般社団法人日本損害保険協会認定損害保険トータルプランナー資格を有する正会員、一般会員をもって構成する。

- 2 正会員とは、前項のうち一定の入会金を納入した会員とする。
- 3 一般会員とは正会員以外のすべての会員をいう。

第 3 章 役 員

(役員の種類)

第 6 条 本会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名(大阪代協会長がこれを務める)
- 二 幹事 数名(うち1名を幹事長とする)
- 三 会計 1名
- 四 会計監査 1名(大阪代協専務理事がこれを務める)

- 2 会長はじめ上記役員をもって幹事会を構成する。

(役員の選任)

第 7 条 幹事(幹事長)および会計は、総会において選任する。

- 2 幹事(幹事長)および会計は、正会員の中から選任する。
- 3 前項の規定にかかわらず大阪代協常務理事(事務局長)、参与を幹事とすることができる。

- 4 任期は、1期2年とし重任は妨げない。
- 5 役員の異動については、幹事会の承認をもって選任することができる。

第 4 章 総 会

(定義・決議・承認)

- 第 8 条 本会は、年一回総会を行うこととし、会長がこれを招集する。
- 2 総会においては、次の事項を出席者の過半数をもって決議・承認する。
 - 一 活動報告及び会計報告の承認
 - 二 活動計画及び予算の承認
 - 三 その他、会の運営に必要な事項
 - 3 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

第 5 章 幹 事 会

(幹事会)

- 第 9 条 本会の運営は、幹事会が総会ならびに会員の代行として会の実務を運営する。
- 2 幹事会の議長は幹事長がこれを務める。(事故あるときは会長が自身を含め代理を任命することができる)
 - 3 幹事会は必要に応じ、本会の趣旨に反しない範囲で細則を作成することができる。この場合直後に開催される総会で報告をすることとする。

第 6 章 資産及び会計

(資産)

- 第 10 条 本会の資産は、次の各号に掲げるものにより構成する。
- 一 入会金
 - 二 研修会参加費
 - 三 前各号以外の収入

(経費)

- 第 11 条 本会の経費は資産をもってあてる。
- 2 本会の資産は会長が管理し、その方法は幹事会の議決により定める。
 - 3 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。
 - 4 会長は毎事業年度の末日ごとに会計報告書を作成しなければならない。

附則

- 1 この会則は 2014 (平成 26) 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 本会の設立時の事業年度は、7 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。
- 3 本会の設立時における役員及び資産等は、大阪代協・「日本代協認定保険代理士」の会から引き継ぐこととする。
- 4 平成 29 年 3 月 19 日第 7 条の変更 (参与を追記)